

通 知 書

令和5年8月4日

大津 綾香
代理人弁護士 豊田 賢治 先生

〒105-0001

東京都港区虎ノ門五丁目11番15号虎ノ門KTビル2階
村岡総合法律事務所

齊藤 健一郎

代理人弁護士 村岡 徹也

電話 03-6458-3025 FAX 03-6740-8028



1 訴訟の引継ぎ等の要請について

改めてご通知申し上げますが、齊藤健一郎及び政治家女子48党の大津綾香氏を除く利害関係者は、大津綾香氏を令和5年5月10日付にて代表者としての地位を解任しておりますので、同日以降に行われた全ての法律行為や業務、公式発表を党として是認することはありません。

既に登記変更手続請求訴訟（東京地裁令和5年（ワ）第70466号）が係属しておりますので、齊藤氏及び政党としての法的対応は全て裁判所を通じて行うことは、これまでご通知しているとおります。

2 代表者としての職務の停止要請

貴職や大津氏、その協力者である黒川氏らが、いかなる言動を政治家女子48党として行ったとしても、全てこうした言動は無効な行為であると改めて申し上げます。

貴職らは大津氏に代表者としての登記名義があることを理由に、自己の代表権の正当性を主張されていますが、「登記」とは取引上の第三者保護規定に過ぎず、何ら実体法上の法律状態を裏付け保障するものではありません。

既に大津氏が代表者としての地位を失っている以上、現在の党代表者齊藤氏をはじめ政党関係者は、齊藤健一郎の代表権が確認された後には、それまでに行われた大津氏側の全ての違法な行為は遡及して責任追及することになります。

言うまでもなく、政党の内部的自律権とは党員の総意によって最終的には決定されるべきものであり、決して一部の役員や代表者のみが独占して行使できるものではありません。

せん。

令和5年5月10日の党員の総意を無視した貴職らの言動は後日厳しく党员らによって責任追及される行為ですので、直ちに代表者として名乗りその職務を行うがごとき言動は停止頂くよう、改めて抗議と警告をさせていただきます。

3 債権者に対する権利行使の妨害行為

既に申し上げた通り、先週、黒川敦彦氏が債権者の個人情報をツイッター上に公開し、当該債権が架空や名義貸しの可能性があると言いました。これに当職は直ちに債権の適法性は確認されている旨弁明した上で、貴職へ抗議と削除要請をしましたが、今もなお黒川氏のツイートは削除されていません。

貴職や大津氏から訴訟資料が渡ったのかを事実確認を致しましたが、貴職から明確な回答はありませんでした。一方、黒川氏は貴職らから受領した事実を認めました。

このように適法な債権者の権利行使に対し、名誉毀損や偽計業務妨害など威力等を用いて妨害する行為は決して許されませんので、債権者は警察に被害の届け出を行い、捜査の要請をしております。

以上のとおりであり、先日協議させていただいたとおり、本件においては齊藤氏側と大津氏側との間で解決に向けた話し合いや和解が原則として行われるべきであるものの、貴職らは登記上の名義を利用して、多くの党関係者の権利行使を妨害していることは決して許されるものでもありません。

豊田弁護士におかれましては代理人として弁護士法を順守したご対応いただけることを切に望みます。

以 上